

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十条第二項第一号、第十九条の二十一第一項及び第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十の表第二号中「三・五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

別表第二第一号の表第一号中「次号」の下に「から第四号まで」を、「同じ。」の下に「（旅客船（旅客定員十三人以上の船舶をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）を除く。）」を加え、「第二号の表第一号、」を「同表第一号、」に改め、同表第二号中「船舶」の下に「（旅客船を除く。）」を加え、同表中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出される	全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域	第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。
-------------------------------	------------------------------	-----------------------------

<p>ふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されてないもの</p>	<p>(バルティック海海域を除く。)</p>	
<p>四 国際航海に従事する船舶(旅客船に限る。)から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの(ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。)</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側三海里の線を超える海域(バルティック海海域を除く。)</p>	<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>

別表第二備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域をいう。

別表第三備考第十一号中「別表第二備考第三号」を「別表第二備考第四号」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この政令は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、第十一条の十の表第二号の改正規定は、平成三十二年一月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この政令の施行の日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同日前に建造に着手されたもの）であつて、平成三十三年六月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものからの海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第一号に規定するふん尿等の排出については、この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第二の規定にかかわらず、同年五月三十一日までの間は、なお従前の例による。

## 理由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書IV及びVIの改正に伴い、船舶からのふん尿等の排出の規制及び船舶に使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を強化する必要があるからである。